



報道資料

平成30年7月11日
中国電力株式会社

太陽光発電設備の30日等出力制御枠への到達について

当社は、本日、太陽光発電設備の接続済および接続申込済量が30日等出力制御枠^{※1}である660万kWに到達しましたので、お知らせします。

このため、平成30年7月12日以降に、当社送配電系統への太陽光発電設備の接続契約申込みを受け付けた場合、指定電気事業者^{※2}制度のもと、年間360時間を超えた無補償での出力制御に同意していただくことを前提に、接続が可能となります。

当社としては、引き続き、再生可能エネルギーの出力制御時間の低減に向けて、最大限取り組んでまいります。

※1：30日等出力制御枠

再生可能エネルギーの固定価格買取制度で認められている年間30日（360時間）の出力制御の上限内で送配電系統への接続が可能な量のこと。

※2：指定電気事業者

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、30日等出力制御枠を超える再生可能エネルギー発電設備の送配電系統への接続が見込まれる電気事業者に対して経済産業大臣が指定するもの。当社は、太陽光発電設備については、平成26年12月22日、風力発電設備については、平成29年3月7日に指定された（同日お知らせ済み）。

以上

(添付資料)

- ・別紙1：太陽光発電設備の接続契約申込に係る出力制御の取扱いについて
- ・別紙2：太陽光発電設備に係る申込状況

太陽光発電設備の接続契約申込に係る出力制御の取扱いについて

接続契約申込 受付日 設備容量	H27. 1. 25 まで	H27. 1. 26 から H27. 3. 31 まで	H27. 4. 1 から H30. 7. 11 まで	H30. 7. 12 以降
50kW 未満	出力制御なし	出力制御なし	出力制御あり (年間 360 時間※ まで無補償)	出力制御あり (年間 360 時間を 超えても無補償)
50kW 以上 500kW 未満		出力制御あり (年間 360 時間※ まで無補償)		
500kW 以上		出力制御あり (年間 30 日※まで 無補償)		

※ 平成 27 年 1 月の F I T 省令（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則）の一部改正に伴い，出力制御の条件が年間 30 日から年間 360 時間となった

太陽光発電設備に係る申込状況

(万 kW)

